

廿二年二月四日校

原本

書記官

易後如了

二月三十日夕

讀合満正確十九日

憲

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統
治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇
子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國元首ニシテ統治權ヲ總攬
シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ執行ス

第五條 天皇ハ帝國議會ノ建議ヲ以テ立法權

行 07

第六條 天皇、法律、裁可、其、公府及執行

命令

第七條 天皇、帝國議會ヲ召集、其、開會閉

會停會及衆議院解散ヲ命ス

第八條 天皇、^{法律ニ依リ}國家事務ヲ執行、又、^其國災厄ヲ

避ク、^其必要ニ由リ、帝國議會開會ノ場合

ニ於テ、法律ニ代ヒテ命令ヲ發ス

此、^其勅令ハ、次ニ會期ニ於テ帝國議會ニ提出

ス、^其若議會ニ於テ^其承認ニ付キ

其、^其勅令ハ、法律ニ其、効力ヲ失フ

第九條 天皇、法律ヲ執行スル為ニ又、^其國家

事務ヲ^其維持、及臣民ノ幸福ヲ增進スル為

ニ必要ナル命令ヲ發シ、又、^其裁可、^其但シ、命

令ノ以テ、法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇、行政各府ノ官制及文武官ノ俸

給ヲ定メ、及文武官ノ任免、^其但シ、此ノ憲法又

ハ、他ノ法律ニ特別ノ規定ナルモノハ、^其各其ノ

條項ニ依リ

第十一條 天皇、陸海軍ヲ統帥ス

第十二條

天皇、陸海軍ノ編制ニ委任ス

第十三條

天皇、戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ

條然テ歸結ス

第十四條

天皇、戒嚴ヲ宣告ス

第十五條

律例及勅令ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條

天皇、皇位繼承章及其他ノ榮典ヲ

第十七條

天皇、大赦特赦減刑及復讐ノ命ヲ

第十八條

天皇、皇室典範ノ定ム

第十九條

摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラルレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ

居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシ

テ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判

官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合

ヲ除ク外其ノ承諾ナクシテ住所ニ侵入セラ

レ及搜索セラル、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合

ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サレ、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サレ

ルコトナシ

公法ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ

依ル

第二十八條 日本臣民ハ治安秩序ヲ妨ケ及

臣民タルノ義務ニ背カレ、限ニ於テ信教

自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ

著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條

定

第三十一條

國

コトナシ

第三十二條

法

ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條

ヲ以テ成立ス

第三十四條

依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ

組織ス

第三十五條

リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條

ヲトシ得ス

第三十七條 凡法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經

ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案

ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法

律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ

得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ

付各其ノ意見ヲ建議スルコトヲ得但シ其ノ

採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建

議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期ト

ス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延

長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ

常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ハ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長

及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行ハヘシ

衆議院解散ヲ命セラルトキハ貴族院ハ

同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラルトキ

ハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ

日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一

以上出席スルニ限リハ議事ヲ開キ議決

ス為スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決

ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依

ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府

ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト為

ル

第四十九條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願

書ヲ受フルコトヲ得

第五十條

第五十條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ限リハ議事ヲ開キ議決ス為スコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲

グルモノハ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則

ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言

シタル意見及表決ニ付テ院外ニ於テ責ヲ負

フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊

行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタル

トキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内

亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ

諸ノクレニ逮捕セラルコトナシ

第五十四條 國務大臣、水電及政府ノ委員ハ何

時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコト
ヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣、天皇、輔弼、其
責、任、人

凡、法律勅令其、他國務、之、關、之、詔勅、ハ、國務
大臣、ノ、副署、ヲ、要、ス

第五十六條 樞密顧問、ハ、樞密院官制、ノ、定、ム、ル、
所、ニ、依、リ、天皇、ノ、諮詢、ニ、應、ハ、重要、ノ、國務、ヲ、審
議、ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ行使ス

裁判所ハ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メラル資格ヲ具スル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ル

ノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナシ

懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公訴ス但

治安秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキ
ハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對密
ノ公開ニ停ムルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スルモノ
ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利
ハ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ
法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬
スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ
限ニ在ラズ

第六章 會計

第六十二條 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更ス

ルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其他

ノ收納金ハ法律ノ限ニ在ラズ

國債ヲ發シ又ハ帝國議會ノ決議ヲ經テ

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之

ヲ改メタル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以

テ帝國議會ノ決議ヲ經テ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シ
ル支出アルトキハ後日帝國議會ニ請求
スルヲ要ス

承認

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出シ其ノ
議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

日三十一日ノ
後三ノ二便
前除ス

貴族院ハ豫算ニ付全体ヲ議決トシ止マリ
修正スルコトヲ得

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎
年國庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場
合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

百三十一
名多改ム

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歳
出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義
務ニ属スル歳出ハ帝國議會ニ於テ政府
ニ承認シ又ハ削減スルコト
ヲ得

第六十八條 特別ノ需要ニ因リ政府ハ豫算年
限ヲ定メ継続費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求
ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補
フ爲メ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用

百五十五
公債

第七十條 豫備費ノ額ハ、
公債ノ額ノ百分之五ニ限ス。然レモ、緊急ノ需
要ニ依リ、臨時ニ増額スルコトモ可シ。

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ノ議定セム
又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年
度ノ豫算ニ依リテ施行スヘシ。

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計檢
査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト
俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ。
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ
定ム。

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ各項ヲ改正スル
ノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議
會ノ議ニ附スヘシ

此ノ場合、於テ兩議院ハ各其ノ議員三分
二以上出席スルニ附キサレハ議事ヲ決シ
トヲ得ス出席議員三分二以上ノ同意ヲ得
ルニ附キサレハ何事ヲ改正スルニ議決ス
コトヲ得ス

第七十四條 皇室典範、改正ハ帝國議會ノ議

ヲ経ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スル
コトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ
間之ヲ変更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ
用ヰタルニ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セサル現
行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ令
令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

儀場備附

一月十七日午前
一讀金の貸出と入金の
二讀金の貸出と入金の
三讀金の貸出と入金の
四讀金の貸出と入金の
五讀金の貸出と入金の
六讀金の貸出と入金の
七讀金の貸出と入金の
八讀金の貸出と入金の
九讀金の貸出と入金の
十讀金の貸出と入金の

遜議